

# 弘前ねぷたまつり合同運行安全会議会則

(名称)

第1条 本会は、弘前ねぷたまつり合同運行安全会議と称する。

(目的)

第2条 本会は、弘前ねぷたまつり運行安全指針（以下「運行安全指針」という。）を遵守し、弘前ねぷたまつり合同運行（以下「合同運行」という。）を安全に行うことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 合同運行における安全対策に関すること。
- (2) 合同運行への参加資格に関すること。
- (3) 合同運行参加台数の調整に関すること。
- (4) 運行安全指針の見直しに関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、合同運行に参加するねぷた団体で構成する。

- 2 前項のほか、当会の目的を達成するために必要な者として理事会が認めたものを会員とすることができる。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
  - (2) 副会長 2人
  - (3) 理事 15人以上25人以内
  - (4) 会計 1人
  - (5) 監事 2人
- 2 会長は、会員の自薦あるいは他薦により選出された候補者を理事会にて審議及び決定し、総会にて報告する。
  - 3 会長以外の役員は、会長が候補者を会員より選出するとともに理事会に諮り、総会を経て決定する。
  - 4 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 5 補充により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
  - 6 役員は、任期が終了した場合にあっても、後任者が就任するまでの間、その職務を行うものとする。

(部会)

第6条 本会に、次の部会を置き、部会が所掌する業務は次のとおりとする。

部会の名称	部会の所掌業務
運行部会	(1) 合同運行への参加資格に関すること。 (2) 保険に関すること。 (3) 合同運行参加台数の調整に関すること。 (4) ルールの遵守に関すること。

安全部会	(1) 合同運行における安全対策に関すること。 (2) ねふたの点検に関すること。 (3) 運行安全指針の見直しに関すること。
------	-----------------------------------------------------------------------

2 部会に、次の役員を置く。

(1) 部会長 1人

(2) 副部会長 2人

3 部会長は、副会長が兼ねるものとする。

4 会員は、いずれかの部会に所属するものとする。

(会議)

第7条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

2 総会及び理事会は、会長が招集し、議長となる。

(総会)

第8条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、出席者の半数以上の賛成をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(理事会)

第9条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

2 理事会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(経費)

第10条 本会の事業及び運営に必要な経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は1会員につき3,000円とする。

(事業年度)

第11条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(事務局)

第12条 本会の事務局は、弘前市観光部観光課に置く。

附 則

1 この会則は、平成27年4月10日から施行する。

2 第10条の規定にかかわらず、平成27年度の事業年度は、平成27年4月10日から平成28年3月31日までとする。

3 この会則は、令和元年5月24日から施行する。

4 この会則は、令和3年4月15日から施行する。